

## 平成14年9月18日(水曜日)第3回定例会

## 出席議員(22名)

|     |       |    |     |        |    |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 佐藤清   | 議員 | 2番  | 松田孝    | 議員 |
| 3番  | 猪倉謙太郎 | 議員 | 4番  | 石川忠義   | 議員 |
| 5番  | 荒木春吉  | 議員 | 6番  | 安孫子市美夫 | 議員 |
| 7番  | 柏倉信一  | 議員 | 8番  | 鈴木賢也   | 議員 |
| 9番  | 伊藤忠男  | 議員 | 10番 | 高橋秀治   | 議員 |
| 11番 | 高橋勝文  | 議員 | 13番 | 新宮征一   | 議員 |
| 14番 | 佐藤穎男  | 議員 | 15番 | 伊藤諭    | 議員 |
| 16番 | 佐藤暘子  | 議員 | 17番 | 川越孝男   | 議員 |
| 18番 | 内藤明   | 議員 | 19番 | 松田伸一   | 議員 |
| 20番 | 那須稔   | 議員 | 21番 | 佐竹敬一   | 議員 |
| 22番 | 遠藤聖作  | 議員 | 24番 | 井上勝    | 議員 |

## 欠席議員(2名)

|     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 12番 | 渡辺成也 | 議員 | 23番 | 伊藤昭二郎 | 議員 |
|-----|------|----|-----|-------|----|

## 説明のため出席した者の職氏名

|       |        |       |         |
|-------|--------|-------|---------|
| 佐藤誠六  | 市長     | 安孫子・也 | 助役      |
| 渋谷勝吉  | 収入役    | 大泉慎一  | 教育委員長   |
| 奥山幸助  | 選管委員長  | 武田浩   | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一  | 庶務課長   | 荒木恒   | 企画調整課長  |
| 秋場元   | 財政課長   | 宇野健雄  | 税務課長    |
| 井上芳光  | 市民課長   | 石山修   | 生活環境課長  |
| 安彦守   | 土木課長   | 片桐久志  | 都市計画課長  |
| 鹿間康   | 下水道課長  | 安達勝雄  | 農林課長    |
| 兼子善男  | 商工観光課長 | 尾形清一  | 地域振興課長  |
| 安食正人  | 健康福祉課長 | 小松仁一  | 会計課長    |
| 浦山邦憲  | 水道事業所長 | 那須義行  | 病院事務長   |
| 大谷昭男  | 教育長    | 芳賀友幸  | 管理課長    |
| 芳賀彰   | 学校教育課長 | 斎藤健一  | 社会教育課長  |
|       |        |       | 選挙管理委員会 |
| 石山忠   | 社会体育課長 | 三瓶正博  | 事務局長    |
|       |        |       | 監査委員長   |
| 安孫子雅美 | 監査委員   | 布施崇一  | 事務局長    |
|       | 農業委員会  |       |         |
| 真木憲一  | 事務局長   |       |         |

## 事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安孫子勝一 | 事務局長 | 鈴木一徳 | 局長補佐 |
| 月光龍弘  | 庶務主査 | 大沼秀彦 | 主任   |

議事日程第6号

第3回定例会

平成14年9月18日(水)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成13年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 2 認第 2号 平成13年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- " 3 議第 50号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 4 議第 51号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 5 議第 52号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 6 議第 53号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- " 7 議第 54号 寒河江市課制条例の一部改正について
- " 8 議第 55号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- " 9 議第 56号 寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止について
- " 10 議第 57号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 11 議第 58号 寒河江市低開発地或工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 12 議第 59号 寒河江市幼児学級条例の廃止について
- " 13 議第 60号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- " 14 議第 61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 15 議第 62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- " 16 議第 63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- " 17 議第 64号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- " 18 議第 65号 字の区域及び名称の変更について
- " 19 議第 66号 市道路線の廃止について
- " 20 議第 67号 市道路線の認定について
- " 21 請願第 10号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- " 22 委員会審査の経過並びに結果報告  
 (1) 総務委員長報告  
 (2) 文教経済委員長報告  
 (3) 厚生委員長報告  
 (4) 建設委員長報告  
 (5) 予算特別委員長報告  
 (6) 決算特別委員長報告
- " 23 質疑、討論、採決
- " 24 議会議案第10号 寒河江市議会議員定数条例の制定について

- " 25 議案第11号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
  - " 26 議案第12号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費  
国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
  - " 27 議案第13号 高速道路の整備促進に関する意見書の提出について
  - " 28 議案説明
  - " 29 委員会付託
  - " 30 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前 10 時 10 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、8月29日、9月3日及び9月17日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、認第 1 号から日程第 21、請願第 10 号までの 21 案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 22、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から、市議会第 2 会議室において、委員 5 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 53 号、議第 54 号、議第 55 号、議第 57 号、議第 58 号、議第 65 号の 6 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 53 号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 54 号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これは行革絡みが反映されたものか」との問いがあり、当局より「行革大綱には組織の見直しという項目があり、先般行革推進本部会議で決定されたものです」との答弁がありました。

議第 54 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 55 号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これは有給休暇以外にとれるのか。申請に当たり医師の診断書は必要か」との問いがあり、当局より「有給休暇以外にとれて、診断書は不要にしたい」との答弁がありました。

議第 55 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 57 号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りました。

休憩をとりながら、さらに資料の細部説明を受け、意見交換を行い、再開しましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 58 号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 65 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 59 号、議第 62 号、請願第 10 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 59 号寒河江市幼児学級条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「三泉幼児学級をなか保育所の分園とした場合、施設はどのようになるのか」との問いがあり、当局より「健康福祉課と十分詰めており、また県とも相談しながら進めておりますが、今の幼児学級の施設をすべて保育所の方に移し、学校施設については調理室を使用してもらうという基本的な考え方で進めております」との答弁がありました。

委員より「保育所と幼児学級では休みなどが違うが、働く人や子供の保護者にとって心配な点があるが」との問いがあり、当局より「学校との連携は十分とっていく必要がありますし、また福祉サイドと連携をとって一緒にやっていくという基本的な考え方でやっていきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「本当に今までと変わりなく、現場で働いている人からも了解を得て実施していくのか」との問いがあり、当局より「基本的には子供の問題ですので、それに携わる職員の勤務にもかかわる問題ですので、その点につきましては十分詰めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「市独自の長い歴史がある幼児学級の歴史を、文章として残していくのか」との問いがあり、当局より「今のところは考えておりませんが、小学校の沿革には載せていきたいと思いますが、単独で発行する予定は今のところございません」との答弁がありました。

委員より「通園バスの保護者負担などはどうなるのか」との問いがあり、当局より「保護者の方の一番心配な点であります安全性、負担の面から、しらいわ保育所につきましては、陵西中学校のスクールバスを利用する予定で、料金は無料です。安全性につきましても、添乗員をつけ、チャイルドシートをつけ、乗降用踏台なども用意する予定です。なお、どうしても学校で使用しなければならないときはタクシーを使う予定です」との答弁がありました。

委員より「中学校の生徒の通学と園児の送迎について」の問いがあり、当局より「生徒と園児は時間帯が違うので、別に対応する予定です」との答弁がありました。

委員より「運行回数がふえた場合、別の運転手をお願いするのか」との問いがあり、当局より「同じ人をお願いし、了解をいただいております」との答弁がありました。

委員より「無料でスクールバスを使うという極めて特殊な取り扱いだが、こういうやり方はずっと続くのか」との問いがあり、当局より「スクールバス利用ということですので当然無料となり、スクールバスが使えないときはタクシーで送迎するというので、将来ともこうした基本方針をとっていく考えでございます」との答弁がありました。

委員より「子供の数が少なくなれば小学校も同じように対象になる可能性が十分あるが、小学校教育と就学前教育を学校施設の有効活用という観点からの検討はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「小学校については、今のままでやっていくということで地元にも話をしております。幼児については、子供同士の

遊びの中から勉強し、成長していくという大きな要素があり、その大切な時期には、ある程度の集団が必要だという考え方です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟んで質疑を行いました。ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 59 号は挙手少数により否決すべきものと決しました。

次に、議第 62 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 62 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 10 号学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 10 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において、委員 6 名中 5 名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 51 号、議第 52 号、議第 56 号、議第 60 号、議第 61 号、議第 64 号の 6 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 51 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の療養給付費交付金繰越金の追加分 41 万 4,000 円という金額について、どのように分析しているか」との問いがあり、当局より「この程度の追加補正額は当初見込みが適正であったと言えるかと思われます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 51 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護保険給付費準備基金積立金は、毎回どのぐらいの割合を基金として積み立てしているのか。また現在これを合わせてどのぐらいの基金の額になっているのか」との問いがあり、当局より「割合が決まっているというのではなく、3 力年ごとの計画の中で保険料を決めております。現在の基金総額は 1 億 200 万円程度です」との答弁がありました。

また、委員より「14 年度は保険料の見直し時期で保険料が上がると聞いているが、これに対して基金の取り扱いについてはどのようになるのか」との問いがあり、当局より「3 年ごとに見直しをすることとしており、残が生じた場合には次の計画の中で組み入れて、保険料に影響のないように対応したい。方法等については、今後計画策定の中で検討してまいりたい」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 52 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 56 号寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 56 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 60 号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「みいずみ分園への入所見込み数は何名か。普通の保育園と同じく 1 歳児から対応できるのか。職員の配置はどのようになるのか。通園バスの運行は行うのか。分園長の責任の度合いはどの程度か」との問いがあり、当局より「現在四、五歳児を予定しており、40 名程度です。入所申し込みの状況を踏まえて、保育

対象年齢については検討したいと思いますが、今のところ3歳児までと考えております。職員の配置については、国の児童福祉施設最低基準に照らして、入所児童の状況を見ながら配置したいと思っております。現在のところは担任の保育士2名と分園長を置きたいと考えています。調理師については、小学校に配置されている現行の2名で基準を満たしており、学校調理師との併任で対応していきます。用務員については臨時職員で対応していきたいと考えています。通園バスの運行については、平成11年度に三泉幼児学級のバスを更新しているので、地域の理解を得て醍醐地区にもこれを利用していきたい。また、分園長については本園の所長の所掌事務の一部を分掌し、施設の管理と地域とのかかわりが主な業務となります」との答弁がありました。

また、委員より「給食について三泉小学校と同じ調理場でということだが、メニューが異なると思うが、小学校の調理師2名がそれぞれつくるのか」との問いがあり、当局より「これまで幼児学級で完全給食を実施しており、今のところは地元の意向を組み入れながら学校給食の献立を基本としていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「国や県の見解、指導内容についてはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「県と話し合いをして、子供たちに安全で温かい給食を提供するには、今の方法が最適であることを理解していただきました。文部科学省との関係についても、空き教室などの利用は全国的に行われており、問題ないだろうとの県の見解を得ております」との答弁がありました。

委員より「小学校の夏休み時の対応はどうなるのか。保育日数及び給食日数はどのくらいか」との問いがあり、当局より「保育日数は294日、給食の実施日数は土・日・祭日を除いた245日程度となっております。学校給食の場合ですと180日くらいです。夏休みについては、当然他の保育所と同様に給食を実施します」との答弁がありました。

委員より「保育所と幼児学級との料金体系の違いについて、どのように考えているか」との問いがあり、当局より「国の基準に沿って、他の保育所と同様に年齢区分及び保護者の所得状況に応じていただきます。幼児学級の使用料については、給食費等が含まれていないので、これを勘案すると最高額の方と1万円程度の開きが出てきます。これについては、給食や保育日数、保育時間など、総合的に見て十分に理解いただける額と思っております」との答弁がありました。

委員より「学校は完全給食で、保育所は副食給食だと思うが、その辺のところはどうか」との問いがあり、当局より「3歳児以上については、副食給食を基本にしており、主食のごはんについては家庭から持ってきてもらっていますが、分園についてはこれまで完全給食を実施してきた経緯もあり、小学校のメニューも完全給食を基本としているので、開園当初は完全給食を基本として行ってまいります。ただ、主食分については保護者から実費をいただくこととなります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市内で該当する人数はどのくらいか」との問いがあり、当局より「該当者は二、三人程度です。最新の7月のデータでは1名のみでした」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「100日を越える入院患者はどのような状況なのか」との問いがあり、当局より「脳梗塞から他の症状を併発した方、ひどい骨折で動けない方、呼吸器系疾患の方でございます」との答弁がありました。

委員より「寒河江市の場合は1月1日から改正ということだが、周知の方法についてはどう考えているか」との問いがあり、当局より「対象となる方がある程度特定されるので直接お知らせしたい。その他、可能性のある方に対しても1カ月なり2カ月前に事前にお知らせしていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「項目に該当するかの判断はどの時点でだれがするのか」との問いがあり、当局より「基本的に診療報酬請求の際に担当主治医が判断します」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 63 号、議第 66 号及び議第 67 号の 3 案件であります。

最初に、議第 63 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 66 号市道路線の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 67 号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 3 日午前 10 時 27 分から本議場において、委員 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 50 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

議第 50 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1、各市町村の地産地消推進協議会の設立状況について。1、地産地消を進める上での学校教育との関係について。1、中山間地域戦略作物産地形成事業について。1、森林整備地域活動支援事業交付金について。1、家族介護者交流激励支援事業の対象者、人数、事業内容について。1、家族介護者交流激励支援事業への欠席者への配慮について。1、災害復旧費の工事請負費は、道路河川関係の被害額の何%かについてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を集結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 9 月 18 日午前 9 時 30 分から本議場において、委員 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 50 号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 50 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

大変失礼しました。先ほどの本日の会議の出席委員ですが、「委員 21 名全員出席」と申し上げましたが、欠席者がおりまして「21 名の出席」ということに訂正させていただきます。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2 番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 13 日午前 9 時 30 分から本会議場において、委員 20 名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 1 号平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第 2 号平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての 2 案件であります。

認第 1 号及び認第 2 号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 1 号平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1、ベット占有率が低い原因、改善の具体的な努力について。1、後発薬品の採用について。1、ここ 10 年間での当年度赤字の回数とその額について。1、入院患者数が減少した理由について。1、県内の公立病院の中での病床利用率の位置について。1、医師の確保状況について。1、医師の勤務年数についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁なされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 1 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 2 号平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

認第 2 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 2 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 23、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第 50 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

議第 51 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました。

議第 52 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 52 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

議第 53 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

議第 54 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 54 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 54 号は原案のとおり可決されました。

議第 55 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 55 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 55 号は原案のとおり可決されました。

議第 56 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 56 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

議第 57 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 57 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 57 号は原案のとおり可決されました。

議第 58 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 58 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 58 号は原案のとおり可決されました。

議第 59 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 59 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 59 号は原案のとおり可決されました。

議第 60 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 60 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 60 号は原案のとおり可決されました。

議第 61 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 61 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 61 号は原案のとおり可決されました。

議第 62 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 62 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 62 号は原案のとおり可決されました。

議第 63 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 63 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 63 号は原案のとおり可決されました。

議第 64 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 64 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 64 号は原案のとおり可決されました。

議第 65 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 65 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 65 号は原案のとおり可決されました。

議第 66 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 66 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 66 号は原案のとおり可決されました。

議第 67 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 67 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 67 号は原案のとおり可決されました。

請願第 10 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 10 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 10 号は採択することに決しました。

## 議会案上程

佐藤 清議長 日程第 24、議会案第 10 号から日程第 27、議会案第 13 号までの 4 案件を一括議題といたします。



## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 28、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 10 号から議会案第 13 号までの 4 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 29、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 10 号から議会案第 13 号までの 4 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託

を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 30、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 13 号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前 1 1 時 0 3 分

佐藤 清議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。  
これにて平成 14 年第 3 回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 新宮 征一

同 上 伊藤 諭